

# タイにおける工業製品の商品形態の保護

会員 井上 博人



## 要 約

本稿は、タイにおける工業製品の商品形態の知的財産による保護について考察、紹介するものである。タイにおいては、意匠、著作権、商標、特許・小特許の各知的財産権による保護が考えられる。過去の裁判例からは、工業製品の商品形態が応用美術の著作物として保護を認められる可能性が考えられる一方、著作物としては保護を認められず、意匠として保護されるべきと判断された事例がある。また、意匠と立体商標という複数の知的財産権による重畳的な保護は認められないことを示唆した裁判例もある。タイにおいては、1つの創作物について、複数の知的財産権による重畳的な保護を受けることは難しいと考えられ、そのため、実務上の指針としては、タイにおいて商品形態について知的財産権による保護を図る際は、意匠、著作権、商標、特許・小特許のいずれでの保護を求めることが適切か、いずれでの保護を優先して求めるか、慎重に検討することが肝要と考える。

## 目次

1. はじめに
2. 知的財産権による保護
  2. 1 意匠
  2. 2 著作権
  2. 3 商標
  2. 4 特許・小特許
  2. 5 その他
3. おわりに

## 1. はじめに

工業製品の商品の形態（product configuration）は、タイにおいても他国と同様に、美観や識別機能、機能特性等、その特徴の捉え方によって、種々の法律の下での保護が可能であると考えられる。但し、日本とは異なる点も見受けられる。本稿では、商品形態に関連する興味深い裁判例をいくつか取り上げつつ、タイにおける工業製品の商品形態の知的財産権による保護、保護の可能性を考察、紹介したい。

## 2. 知的財産権による保護

本章では、工業製品の商品の形態が知的財産としてどのように保護され得るかを述べる。

### 2. 1 意匠

商品の形態は、物品の外観であり、まずもってその美観、美的形態が着目され、意匠登録による保護が考えられる。なお、タイでは、独立した意匠法は存在せず、意匠制度は意匠特許として、特許法の中で規定されている。

法上、「意匠」とは、製品に特別な外観を与え、工業製品又は手工芸製品の型として機能することができる線又は色彩の形態又は構成をいう（特許法第3条）。そして、手工芸を含む新規な工業意匠について、本法に基づき特

許が付与される（特許法第 56 条）、と規定されており、登録要件として、新規性が求められる。更に、①公序良俗に反する意匠、②勅令に定められた意匠に該当しないことが求められる（特許法第 58 条）。意匠の美観性は、法上、明示されていないが、必要と考えられている。

一方で、日本でいう「創作非容易性」の規定は存在していない。また、現行法では、「部分意匠」、「関連意匠」の規定は採用されていないが、これらについては、現在、準備が進められている改正法での導入が予定されている<sup>(1)</sup>。

商品形態の意匠に関して、裁判例を一つ紹介したい。

時計の文字盤の意匠について、侵害を争った事案がある。登録意匠は、時字が立体形状の果物で表されており、時針がスプーン、分針がフォーク、秒針がナイフの形状であった。これに対し、イ号意匠は、時字が平面形状の果物および英語で果物の名称と数字が表示されており、時針・分針・秒針は通常の態様であった。最高裁は、侵害の有無は両意匠に実質的な差異があるか（materially different）によるとし、本件は全体観察により両意匠は実質的に異なると判断し、侵害を否定した。（最高裁 Case No.3914/2549（2006））

意匠の権利期間は、国内での出願日から 10 年である（特許法第 62 条）。権利者は、その意匠を製品の製造に使用し又はその意匠を具現する形態を有する製品を販売し、販売のために所持し、販売の申出をし、若しくは輸入する排他的権利を有する（特許法第 63 条）。権利者の許可なく上記特許法第 63 条に基づく行為を行った者に対しては、2 年以下の禁固若しくは 40 万パーツ以下の罰金、又はその両方が科される（特許法第 85 条）。

## 2. 2 著作権

創作的に表現された商品の形態については、著作権法による保護の可能性が考えられる。

タイの著作権法では、著作権法で保護される著作物は、文芸、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音、音及び映像の放送の著作物、その他の著作物とされている（著作権法第 6 条）。そして、美術の著作物は、絵画・図画、彫刻、リトグラフ、建築、写真、図、応用美術の 1 又は 2 以上からなる著作物をいうとされている（著作権法第 4 条）。

工業製品にかかる商品の形態が著作物として保護を認められる可能性としては、「応用美術」に該当する場合が考えられる。応用美術の著作物とは、上述の絵画・図画、彫刻、リトグラフ、等を単独で、あるいは組み合わせて、その著作物の価値の評価以外の用途（例えば、実用、用具若しくは器具の装飾又は商業上の利益のために使用することをいう。）のために使用する著作物をいう（著作権法第 6 条（7））。

実際に、工業製品の商品形態が応用美術と認められた裁判例がある。

ボールペンに関して著作権侵害を争った事案において、最高裁は、創作されたペンの図面は図画の著作物として、ペンの型は彫刻の著作物として認められ、それらを組み合わせてなるペンは、図画や彫刻の著作物の価値の評価に加えて、筆記やその他の有用な商業目的のために使用されるものであり、著作権法で保護される応用美術の著作物であると判断した。（最高裁 Case No.6379/2537（1994））

本裁判例に従えば、工業製品の商品形態が著作物として保護される可能性は否定されないと考えるが、他方で、本裁判例以後に、商品形態が著作物として保護されることは難しいことを示唆する 2 つの裁判例がある。

1 つ目は、タイルの型のデザインについて著作権侵害を争った事案である。本件において、最高裁は、当該タイルの型は著作権法で保護される著作物ではなく、製品に特別な外観を与え、工業製品の型として使用される意匠であり、特許法第 3 条で規定される意匠として保護されるべきものと判断した。（最高裁 Case No.5073/2557（2014））

2 つ目は、台車の車輪について著作権侵害を争った事案である。本件において、最高裁は、原告が、車輪が意図的に美的な著作物として創作されたことを証言するために、創作者を証人として出廷させていない、裁判所の審理のために提出された図面は、（意匠）特許出願に使用される図面であり、創作者によって第一に描かれた図面ではない、車輪が車輪止め機構などを備えたものであることは、車輪が機能的な物としてつくられたことを示し、車輪は使用目的に応じて作られたものであり、美的特徴は後付けであり、何らかの点で芸術に関連した著作物というには不十分である、として侵害を否定した。（最高裁 Case No.7117/2552（2009））

これら 2 つの裁判例からは、工業製品の商品形態が著作物として認められることは難しいことが理解される。加

えて、最高裁は、争いの対象となった創作物を、著作権法で保護される著作物とは認めず、意匠として保護されるべきものと判示しており、この点、1つの創作物について、意匠と著作権という複数の知的財産としての重畳的な保護は認めないことを裁判所が示したものであると指摘する意見がある<sup>(2)</sup>。

他の知的財産権とは異なり、著作権は登録なしで著作の時点から存在するが、タイでも著作権の登録制度は存在する。著作権の登録は、知的財産を管轄する知的財産局（Department of Intellectual Property (DIP)）にて行うことができる。この点、特許庁ではなく文化庁が管轄する日本とは異なる。

著作権登録は、DIP が提供するデータベース<sup>(3)</sup>にて検索することができる。以前は、検索結果において、登録された著作物が公開されていたようであるが、現在は著作物の内容は公開されていない。登録された著作物が公開されていたことがデッドコピーを誘発する要因となっていたとのことであり、非公開となったようである。著作権登録のメリットとしては、裁判の際に、著作者であることを示す証拠としての有用性があげられる。

著作権者は、著作物を複製する権利、著作権から生じる利益を他の者に与える権利を専有する（著作権法第15条）。応用美術の著作物の著作権は、創作の時から25年間存続する。これは、美術の著作物等の著作権よりも短い。応用美術の著作物が前記期間中に公表された場合には、著作権は、最初の公表の時から50年間存続する（著作権法第22条）。

著作権を直接的に侵害した者は、2万バーツ以上20万バーツ以下の罰金が科され、商業目的で当該行為が行われた場合は、6ヶ月以上4年以下の禁固若しくは10万バーツ以上80万バーツ以下の罰金、又はその両方が科される（著作権法第27、69条）。著作権を間接的に侵害した者は、1万バーツ以上10万バーツ以下の罰金が科され、商業目的で当該行為が行われた場合は、3ヶ月以上2年以下の禁固若しくは5万バーツ以上40万バーツ以下の罰金、又はその両方が科される（著作権法第31、70条）。

### 2. 3 商標

商品の形態の識別機能に着目した場合、立体商標としての保護が考えられる。

法上、「商標」とは、当該商標の所有者の商標が使用されている商品を、他人の商標が使用されている商品と区別するために、商品上又は商品に関連して使用又は使用が予定されている標章をいう（商標法第4条）。そして、①識別性を有し、②商標法により禁止されておらず、③他人がタイにおいて登録した商標と同一又は類似の商標でない限り、登録することができる（商標法第6条）。

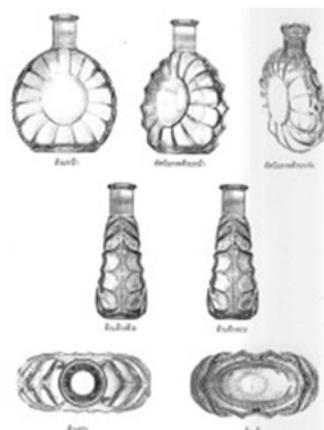
立体商標は、識別性を認められるために、形状であって、①商品の自然な形態でないもの、②商品の技術的帰結を得るために必要でないもの、③商品に価値を与えるものでないもの、であることが求められる（商標法第7条(10)）。

WIPO 及び DIP により公開されているデータベース<sup>(4)</sup>を検索したところ、以下のような立体商標の登録例があった。

(ア) 登録第 K278438 号（出願日：2007 年 1 月 15 日）

権利者：E. REMY MARTIN & CO（フランス）

指定商品：第 33 類「コニャック、ブランデー」



(イ) 登録第 191118917 号 (出願日: 2009 年 6 月 5 日)

権利者: KENZO S.A. (フランス)

指定商品: 第 3 類「オードトワレ、スキンケア用香料入りせっけん、他」



実際のところ、タイにおいては、立体商標の商標登録は容易ではない。現行商標法では、立体商標の識別性に関して、法改正前にはなかった上述の明文の規定（商標法第 7 条（10））が設けられ、審査官は当該規定を根拠とすることで、より拒絶がし易くなったようである。ちなみに、前記 2 つの登録例は、いずれも現行法（2016 年 7 月 28 日施行）施行前の登録である。

現行商標法下における立体商標の登録であるが、決して容易ではないものの、見方によっては、現行商標法には識別性に関する明文の規定があることから、当該規定をクリアすることを十分な証拠により説得できれば、登録を認められ得るということができ、この点、より柔軟な判断が期待できる訴訟段階まで争う場合には、立体商標を登録できる可能性が見えてくる場合があるのではないだろうか。

次に、商品形態にかかる立体商標に関する裁判例を 1 つ紹介したい。

立体商標の登録を争った事案であるが、出願人は、かつてエンジンにかかる登録意匠を有しており、当該権利の存続期間満了後に立体商標の出願を行ったところ、登録を拒絶され、裁判所にて争ったが、最終的に、最高裁は、識別性がないとして登録を認めなかった。（最高裁 Case No.9240/2554（2011））

最高裁は、判決文中で、識別性なしとともに、権利対象については、出願人は元々意匠による保護を希望し、当該権利により保護されていたところ、当該権利の消滅後は誰もが一般に利用し得るものとなったのであり、そうした対象物に半永久的に存続する別の知的財産権を与えることは不合理であるとの見解を示した。

意匠と商標では、保護客体や保護の意味合いが異なると考えるが、最高裁の見解の根底には、1 つの創作物について、意匠と商標という複数の知的財産としての重畳的な保護は認めないとの考えがあるようにも思われる。この点、先に取り上げた著作権の裁判例に通じるところがある。

立体商標の商標出願の商標見本は、商標の縦横高さが表されている必要があり、1 又は 2 以上の図で示すことが出来る（商標登録ガイドライン）。

立体商標の商標権者は、登録日（出願日）から 10 年間、その商標が登録されている商品に関して当該商標を使用する排他的権利を有し、当該権利は更新ができる（商標法第 42、44、53 条）。

登録商標を偽造した者、又は偽造商標を付した商品をタイに輸入し、頒布し、頒布の申出をし、若しくは頒布のために所持した者に対しては、4 年以下の禁固若しくは 40 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科される（商標法第 108、110 条）。公衆に混同させるために登録商標を模倣した者、又は模倣商標を付した商品を輸入し、頒布し、頒布の申出をし、若しくは頒布のために所持する者は、2 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科される（商標法第 109、110 条）。

また、商品形態にかかる立体商標が未登録の場合、当該立体商標が周知商標であって登録性を有するものであれ

ば、パッシングオフ（商標法第 46 条）に基づく訴えを提起できる場合があると考えられる。

## 2. 4 特許・小特許

### (1) 特許

商品形態の機能的側面に着目した場合、特許による保護の可能性が考えられる。

特許性を有するためには、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能でなければならない（特許法第 5 条）。新規性は、現行法では、日本とは異なり、国内公知である点に留意が必要である（特許法第 6 条（1））。但し、この点は、現在準備が進められている改正法において、世界公知の採用が予定されている。

特許権の取得後、特許権者は、国内での出願日から 20 年間、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のために所持し、販売のために提供し又は輸入する排他的権利を有する（特許法第 35、36 条）。特許権者は、他人にライセンスを付与することができ、また、その特許を他人に譲渡することができる（特許法第 38 条）。特許権者の許可なく上記特許法第 36 条に基づく行為を行った者に対しては、2 年以下の禁固若しくは 40 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科される（特許法第 85 条）。

### (2) 小特許

商品形態の機能的側面が、特許性を有するには不十分な発明性を有する場合については、選択肢として、小特許（日本の実用新案に相当）による保護の可能性が考えられる（特許法第 65 条）。

小特許としての保護を受けるためには、新規であり、かつ、産業上利用可能でなければならない（特許法第 65 条の 2）。進歩性は求められていない点が、特許と異なる。

何人も同一の発明に対して、小特許及び特許の両方の出願を行うことはできない（特許法第 65 条の 3）。

小特許の権利は、出願日から 6 年間保護され、当該権利期間は、2 年間ずつ 2 回延長することができる（特許法第 65 条の 7）。小特許権者は、特許権者が自己の特許に対して有することができるのと同様に、小特許に対する排他的権利を有する（特許法第 65 条の 10（第 36、38 条準用））。小特許権者の許可なく特許法第 36 条を準用する第 65 条の 10 に基づく行為を行った者に対しては、1 年以下の禁固若しくは 20 万バーツ以下の罰金、又はその両方が科される（特許法第 86 条）。

## 2. 5 その他

タイでは、商品形態の保護に利用し得る、日本の不正競争防止法に類似する法律は存在していない。

## 3. おわりに

以上、タイにおける工業製品の商品形態の保護について述べた。日本や他国と同様に、知的財産権による保護を受け得ると考えられるが、過去の裁判例からは、タイにおいては、工業製品の商品形態について複数の知的財産権による重畳的な保護を受けることは難しいと考えられる。

そのため、実務上の指針としては、タイにおいて商品形態について知的財産権による保護を図る際は、意匠、著作権、商標、特許・小特許のいずれでの保護を求めることが適切か、いずれでの保護を優先して求めるか、慎重に検討されることをお勧めする。

なお、タイの特許法、著作権法、商標法の知的財産各法は、条文上、他の知的財産との間での保護の重複を禁じてはいない（同一発明にかかる特許と小特許の重複は除く）。商品の形態は、何に着目するかによって、多面的に捉えられ得るものであることは疑いが無く、商品の形態によっては、重畳的な保護は認められて良いのではないだろうか。この点については、今後の裁判所の判断に注目したい。

### (情報提供協力)

Satyapon & Partners Limited

Domnern Somgiat & Boonma Law Office Limited

(註)

- (1) 現在、意匠の規定を含むタイ特許法の大幅な改正が準備されている。意匠に関しては、部分意匠や関連意匠の導入、保護期間を出願日から10年間から、当初5年間とし5年間ずつ2回更新可能とする（合計最長15年）といった改正案が検討されている。
- (2) タイ弁護士・博士 Satyapon Sachdecha、タイにおける工業製品の著作権保護、パテント 2014 Vol.67 No.9
- (3) 著作権登録データベース (DIP) : <https://copyright.ipthailand.go.th/search/>
- (4) WIPO Global Brand Database : <https://www3.wipo.int/branddb/en/>、商標検索データベース (DIP) : <https://search.ipthailand.go.th/trademark>

(参考文献)

- 最高裁 裁判例 検索データベース (最高裁 IT&C Center) : <http://deka.supremecourt.or.th/>  
2537 (1994) タイ著作権法  
2559 (2016) タイ商標法  
2542 (1999) タイ特許法

(原稿受領 2021.12.19)